

( 外交防衛委員会 )

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表 ( 日本国の譲許表 ) の修

正及び訂正に関する二千年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの

件 ( 第一百五十一回国会閣条第四号 ) ( 衆議院送付 ) 要旨

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている我が国の譲許表に関し、米並びにこれを加工し及び ( 又は ) 調製した物品 ( 以下「米等」という。 ) についての関税化の特例措置の適用の終了に伴う修正及び訂正を確認するためのものであり、二〇〇〇年 ( 平成十二年 ) 十一月二十七日、ジュネーブにおいて世界貿易機関事務局により作成された。

この確認書は、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、主な内容は次のとおりである。

一、本文

1 第三十八表 ( 日本国の譲許表 ) の修正及び訂正は、一九八〇年 ( 昭和五十五年 ) 三月二十六日に関税及び貿易に関する一般協定 ( ガット ) の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する

る決定の規定により確定されたものであることを確認する。

2 この確認書に附属する譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。

二、第三十八表の日本国の譲許表の修正及び訂正

1 米等について、譲許税率を一九九九年（平成十一年）四月一日から適用する。当該譲許税率は、基準税率を一キログラムにつき四百二円（品目により一キログラムにつき四百四十二円）、最終税率を一キログラムにつき三百四十一円（品目により一キログラムにつき三百七十五円）として、一九九五年（平成七年）四月一日に開始し二〇〇一年（平成十三年）三月三十一日に終了する実施期間を通じて関税の引下げが毎年均等に分割して実施されていたならば適用されたであろうものを適用する。

2 米等を「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書に含まれている「農業に関する協定」第五条の規定に基づく特別セーフガード（一定の条件の下における追加の関税の賦課）措置をとることができる農産品として指定する。

3 米等についての最小限度のアクセス機会に係る割当数量を、一九九九年（平成十一年）我が国の場合

会計年度) 六十四万四千三百トン(精米換算数量)、二〇〇〇年(平成十二年(我が国の場合会計年度) 六十八万二千二百トン(精米換算数量)とする。